

平成25年(厚)第616号  
平成25年(厚)第626号

平成26年2月28日

## 主文

- 1 厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の1(3)記載の原処分甲を取り消す。
- 2 厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の1(3)記載の原処分乙を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるところである。

### 第2 事案の概要

#### 1 本件各再審査請求に至る経緯

本件各記録によると、請求人が本件各再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。
- (2) 亡Aは、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給資格期間を満たす者であったが、平成〇年〇月〇日から行方がわからなくなり、請求人は、同年〇月〇日、警察署に失踪届を提出していたが、平成〇年〇月〇日に亡Aの死亡が確認された。
- (3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの老齢厚生年金の裁定請求及びその未支給の保険給付(以下「未支給年金」という。)の請求並びに遺族厚生年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、請求人に対し、同年〇月〇日付で、「認定日における生計維持関係が認められないため。」

という理由で、請求人に遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分乙」という。)をし、同月〇日付で、「厚生年金保険法第37条第1項に規定する、受給権者の死亡の当時受給権者と生計を同じくしていた遺族とは認められないため。」という理由で、請求人に未支給年金の請求を却下する旨の処分(以下「原処分甲」という。)をした。なお、原処分甲には、請求人が自己の名でした亡Aの老齢厚生年金の裁定請求を却下する処分を含むものと解される。

- (4) 請求人は、原処分甲及び原処分乙を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。原処分甲に対する再審査請求が平成25年(厚)第616号事件であり、原処分乙に対する再審査請求が平成25年(厚)第626号事件である。

#### 2 争点

- (1) 老齢厚生年金の受給資格期間を満たす者(以下「適格死亡者」という。)が死亡した場合において、適格死亡者に支給すべき保険給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その当時適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者は、自己の名で未支給年金の支給を請求することができることとされ、その場合において、適格死亡者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、当該配偶者は、自己の名で、その保険給付を請求することができることとされ(厚年法第37条第1項、第3項)、また、適格死亡者の死亡の当時において、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が適格死亡者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者として、①その者と生計を同じくし、かつ、②年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者(以下、②の要件を「収入要件」という。)

でなければならないとされている（厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。）。

- (2) 本件の場合、亡Aが老齢厚生年金の受給資格期間を満たす者であることについては、当事者間に争いはないのであるから、本件の争点は、請求人が、亡Aに係る未支給年金及び同人の死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

### 第3 当審査会の判断

1 上記第2の1の各事実に本件各記録を併せると、次の各事実が認められる。

- (1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日、B、C夫妻の長男として出生し、昭和〇年〇月〇日、D、E夫妻の五女である請求人と婚姻した。
- (2) 亡Aを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書によれば、亡Aは死亡とされ、死亡日時は「不詳」、死亡地は「〇〇市」、報告日は「平成〇年〇月〇日」、報告者は「〇〇警察署長」とされている。
- (3) 亡Aに係る住民票の除票によれば、亡Aの住所欄は「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇ー〇号」とされ、住定年月日は「平〇.〇.〇 転居」、転出先欄は「死亡により 年月日不詳 消除平〇.〇.〇 届出」とされている。請求人に係る住民票によれば、住所は「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇ー〇号」であり、住定年月日は「平〇.〇.〇 転居」とされている。
- (4) 請求人の平成〇年の収入は、公的年金〇〇万〇〇円である。
- (5) 平成〇年〇月〇日付、〇〇警察署警視Fが作成した、〇〇市長宛の「死亡者の本籍等判明報告書」（以下「本籍等判明報告書」という。）によれば、以下の記載が認められる。

ア 当該死亡報告に係る死体

(ア) 死亡報告年月日：平成〇年〇月〇日

(イ) 死体番号：（記載なし）

(ウ) その他死体を特定すべき事項：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分ころ、〇〇市〇〇町地内〇〇から北方約〇メートル、西方約〇メートルの海上に停泊中の空気圧送船〇〇で発見された年齢性別不詳の身元不明の白骨死体

イ 判明した事項

(ア) 本籍（国籍）：〇〇市〇〇町〇丁目〇番

(イ) 筆頭者の氏名：A

(ウ) 住所：〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇ー〇号

(エ) 氏名：A

(オ) 生年月日：昭和〇年〇月〇日

(カ) 性別：男性

- (6) 請求人作成の平成〇年〇月〇日付「国民年金厚生年金保険第三者行為事故状況届書」によれば、事故発生の状況は、「〇〇警察署の刑事第1課のGさんに確認したところ、がれき処理の船によって、車ごと引き揚げられて車の中に骨があったので船の事故ではないそうです。車の事故ではないということです。」と記載されている。

- (7) 平成〇年〇月〇日付けで〇〇市長が申請者である〇〇市社会福祉事務所Hに交付した死体埋火葬許可証によれば、死亡者の本籍、住所、氏名、性別、出生年月日はいずれも「不詳」とされ、死亡年月日時は「1乃至数年（推定）」、死亡の場所は「不詳」とされていた。

- (8) 請求人が社会保険審査官宛に提出した「審査請求の趣旨及び理由」の一部を摘記すると、以下のとおりである。

夫は平成〇年〇月〇日朝いつも通り仕事に行くため家を出て行き、その夜から帰宅せず思いあたる場所など探しても見つからず、携帯にも連絡がとれないため、〇月〇日に〇〇警察署へ

行き失踪届を出しました。平成〇年〇月初めに警察の方から電話があり、東日本大震災のがれき処理によって車が見つかり車種とナンバーから夫の車だとわかり、その車中より人骨が見つかったので、〇月初めに娘と私のDNA鑑定をして欲しいと言われました。〇月初めに結果がわかって、〇月〇日に遺骨を受け取りました。

- (9) 亡Aが平成〇年〇月〇日に独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を利用して借り入れた住宅ローンにつき、団体信用保険を引き受けたa社〇〇部は、平成〇年〇月〇日付で、社団法人全国年金住宅融資法人協会及び年金福祉協会全国協議会に対し、「団体信用生命保険事前査定回答書」を提出したが、これには、「被保険者A」について「支払事由に該当しています。死亡日は平成〇年〇月〇日と査定しました。」と記載されている。そして、社団法人〇〇年金福祉協会は、平成〇年〇月〇日付で年金福祉協会全国協議会に対し、次のとおり記載した「団信死亡保険金請求書」を提出し、団体信用保険に係る保険金を請求した。

被保険者：(氏名) A  
 (生年月日) 昭和〇年〇月〇日  
 (住所) 〇〇市〇〇町〇-〇-〇-〇  
 要件：(加入年月日) 平成〇年〇月〇日  
 (保険金額) 〇〇円  
 (死亡年月日) 平成〇年〇月〇日

保険金振込先：b銀行c店

- (10) 保険者が平成〇年〇月〇日付で社会保険審査官に提出した「意見」(以下「意見書」という。)を一部摘記すると、以下のとおりである。

被保険者または被保険者であった者が行方不明中に死亡した場合など「死亡年月日不詳」とされた場合は、

遺体が発見された年月日をもって死亡日とする取扱であり、該当年月日は平成〇年〇月〇日となり、請求人は、厚年法第37条第1項に規定する受給権者の死亡の当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者には該当しないし、亡Aは、厚年法第59条の2の規定には該当せず、失踪宣告の場合ではない行方不明中の死亡の場合は、生計維持関係等についても遺体が発見された年月日において決定することになり、同日において生計を同じくしていたかどうかを判断することになります。

- (11) 当審査会からの照会に対し、平成〇年〇月〇日付で、〇〇警察本部交通部運転免許課長が提出した「審査必要事項照会に対する回答について」とする書面によれば、亡Aは、自動車運転を免許され、平成〇年〇月〇日に運転免許証を交付されたが、平成〇年〇月〇日の経過により失効していることが認められる。
- (12) 当審査会からの照会に対し、亡Aの勤務先であるd社e工場(以下「d社」という。)の担当者は、平成〇年〇月〇日付で、「平成〇年〇月〇日～〇月〇日に至る迄無断欠勤が続き、就業規則に基づき懲戒解職とした。〇月〇日に解雇予告通知書を送付したが、所轄労働基準監督署から解雇予告の除外認定をうけ即時解雇となる。(給与締日が〇日なので翌月の〇日を喪失とした。)」と回答し、亡Aに係る〇年〇月〇日から同月末日までの就業週報(以下「就業週報」という。)を、当審査会に提出した。就業週報の一部を摘記すると、以下のとおりであり、平成〇年〇月〇日(〇曜日)は午前〇時〇分に出勤して午後〇時〇分に退勤したこと、〇日(〇曜日)以降は出勤していないことが認められる。

日付	曜	カレンダー	出勤時刻	退勤時刻	所定内H	残業時間
----	---	-------	------	------	------	------

○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	休日				
○/○	○	祭日				
○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	平日	当 0:00	当 0:00	0:00	0:00
○/○	○	休日				
○/○	○	平日				
○/○	○	平日				

(13) 亡Aは、昭和○年○月○日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して以来、昭和○年○月から同年○月まで、昭和○年○月から同年○月まで、昭和○年○月から昭和○年○月まで、昭和○年○月から昭和○年○月まで、平成○年○月及び同年○月の各期間を除き、継続してその被保険者であったが、平成○年○月○日にd社に係る被保険者資格を喪失したものであり、厚生年金保険の被保険者期間の実期間は、合計○月である。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 民法は、第1編「総則」第2章「人」の第2節に「権利能力」の節を置き、その第3条において、「私権の享有は出生に始まる。」と規定して権利能力の始期は出生であることを明らかにしているが、権利能力の終期については、規定を置かない。しかし、死亡によって権利能力が消滅することは当然のこととされている。そして、死亡の事実とは、一定の者に戸籍官吏への届出義務が課せられ、この届出によって公正証書である戸籍簿に一定の事項が記載されることになり、この戸籍簿の記載には、一応の推定力があるが、戸籍簿記

載のとおり死亡の事実があったとみなされることはない。さらに民法は、同じく第3節に「住所」の節を置き、各人の生活の本拠をその者の住所とすると定め（第22条）、住所が知れない場合には、居所を住所と見なすとした上（第23条第1項）、第4節に「不在者の財産の管理及び失踪の宣告」の節をおき、その第25条第1項において、「従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（…）を置かなかつたときは、家庭裁判所は…その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。」と規定し、第30条第1項において「不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。」と規定し、第31条において「前条第1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、…死亡したものとみなす。」と規定している。失踪宣告は、生死不明が長期にわたる者に、その住所地を中心とする法律関係を処理するため死亡したものとみなす制度である。民法第30条第1項の失踪宣告を受けた者は、同項所定の期間満了の時に死亡したとみなされるのであるが、これは、「推定される」のではなく、「みなされる」のであるから、失踪宣告が存在する間は、反対証拠をもってしてもその事実を覆すことはできないということであり、これを争うことはできない。一方、死亡した者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、検視調査を作り、これを添付して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告（以下「死亡報告」という。）をしなければならない、死亡者の本籍が明らかになり、又は死亡者を認識することができるに至ったときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならないとされ、上記死亡報告があった後に、死亡者の同居の親

族又はその他の同居者が死亡者を認識したときは、その日から10日以内に、死亡の届出をしなければならないとされている（戸籍法第92条第1項、第2項第3項、第87条第1項第1号、第2号）。しかして、厚年法においては、老齢厚生年金の受給権者の死亡は、老齢厚生年金の失権事由とされ（厚年法第45条）、未支給年金請求のための必須の要件とされ（厚年法第37条第1項）、遺族厚生年金の必須の受給要件とされている（厚年法第58条第1項）ほか、未支給年金請求者の生計同一要件及び遺族厚生年金請求者の生計維持要件の判断基準時とされている（厚年法第37条第2項、第59条第1項）。これを適格死亡者の配偶者である遺族厚生年金請求権者に係る生計維持要件についてみると、厚年法第59条第1項は、「遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、…であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であった者にあつては、行方不明となつた当時。…）その者によって生計を維持したものとす。」と規定して、適格死亡者が失踪の宣告を受けた者である場合については、「死亡の当時」を「行方不明となつた当時」と読み替えているが、この読替規定は、昭和46年法律第72号による厚年法の改正によって追加され、受給要件の緩和を図つたものであり、普通失踪のように生死不明となつてから7年経過した時点で死亡したものとみなされる者については、死亡当時では、不在者となつてから7年間以上も生死不明となつているので、被保険者ではなくなつていたり、また、生計維持の関係がないこと等が一般的であり、遺族厚生年金が支給されないことになるためこのような事態を解消するため、失踪者の場合は被保険者資格や生計維持関係を行方不明となつた時点で認定することとし

たものと解される。しかし、未支給年金の支給要件としての生計同一要件に係る規定については、このような読替規定はない。

(2) 上記認定の各事実に本件記録を併せて、亡Aがいつ死亡したかについて判断する。平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇町地内〇〇南西端から北方約〇〇メートル、西方約〇〇メートルの海上で、東日本大震災に伴うがれき処理をしていた空気圧送船「〇〇」が引き揚げた乗用車内で、ほぼ白骨化し、一部の骨が破損した上肢及び脊柱の一部が発見され、同日、診療所在宅医療I医師による死体検案が行われたが、氏名は「不詳」、性別は「男性と推定」、生年月日は「不詳」、死亡したときは「不詳」、死亡の原因は「不詳」、死因の種類「不詳の死」とされた。〇〇警察署警視Fは、平成〇年〇月〇日、戸籍法第92条第1項の規定に基づき、〇〇市長に対し死亡報告をした。〇〇警察署は、上記乗用車の登録番号が亡Aが使用していた乗用車の登録番号と一致したことから、同月上旬に、請求人に対し、その旨及び同車内から人骨が発見された旨の連絡をするとともに、人骨の身元を確認するため必要であるとして、請求人及び娘のDNA鑑定をしてその結果を知らせてほしい旨の依頼をした。発見された人骨については、同年〇月〇日、〇〇市社会福祉事務所Hが申請人となつて死体埋火葬許可の申請をし、〇〇市長は、同日その許可証を交付し、人骨は火葬に付された。人骨と請求人及び娘から提供された検体によりDNA鑑定を行った結果、人骨が亡Aの遺体であることが判明し、〇〇警察署警視Fは、同年〇月〇日付で、〇〇市長に対し、先にした死亡報告に係る死亡者の本籍等が判明したとして、戸籍法第92条第2項の規定に基づき、本籍等判明報告書を提出して、死亡者が亡Aである旨報告し、その頃、請求人が亡Aに係る死亡届を提

出して、戸籍上の処理が完了した。亡Aの遺骨は、同年〇月〇日に請求人に引き渡された。以上の事実が認められるのである。

以上の事実関係の下において、保険者は、本裁決書添付の別紙記載のとおり、Aの死亡の日を、一部の骨が破損し、ほぼ白骨化した上肢及び脊柱の一部が発見された日である平成〇年〇月〇日と判断したというのである。しかしながら、この判断が、社会通念からしても、自然科学的観点からしても、明らかに経験則に反することは多言を要しないものであって、是認することはできない。保険者が上記のような経験則に反する判断をした根拠は、「年金相談マニュアル（制度編）」（日本年金機構）に、「被保険者又は被保険者であった人が行方不明中に死亡した場合など死亡年月日不詳とされた場合については、遺体等が発見された年月日をもって死亡日とします。」との照会回答（平〇.〇.〇照会票（受付番号〇〇〇〇-〇〇））が掲載されていることを根拠とするものの如くであり、社会保険審査官からの照会に対する日本年金機構（以下「機構」という。）〇〇ブロック本部〇〇部長の回答にも「死体検案書において死亡年月日が不詳とされたものについて、死亡を支給事由とする給付を決定する際は、遺族による申し立てのほか、死亡日の本籍等判明報告書、戸籍謄本など、その他参考資料がある場合には、その内容を確認した上で死亡年月日を判断するのが妥当であるが、遺体発見日以外に死亡年月日として取扱うことができる資料がない場合は、死亡の事実が確認できた遺体発見日をもって死亡年月日と取扱うほかないと思料する。（機構本部と協議済）」とされているところである。しかしながら、要は、亡Aがいつ死亡したかの事実認定の問題であって、いつを「死亡年月日と取扱う」かどうかの問題ではない。

そこで、亡Aの死亡日はいつであるかということが高度の蓋然性をもって認定できるかどうかについて検討する。その住所を去って行方不明となり、警察署等に捜索願等を提出し、その行方を調査したにもかかわらず、長期間その生死が不明であった者が、遺体の状況から見て、死亡時から長期間経過したことが明らかな状態（白骨化した状態等）で発見された場合で、死亡の時期を特定することのできる確実な証拠資料のないときは、生存していると知られた最後の日をもって、死亡の日と認定するのが相当である。これを本件についてみるに、亡Aの自動車運転免許が平成〇年〇月〇日の経過により失効しているところ、亡Aの生年月日が昭和〇年〇月〇日であることを考慮すると、運転免許は運転免許証の有効期間の経過により失効したと認められ、亡Aは、生存しているとすれば、当然になすべき運転免許証の更新をしなかったといえることができるから、遅くとも、平成〇年〇月〇日までは既に死亡していた可能性が高いが、同日をもって、死亡の日と認定するには足りない。また、亡Aは、平成〇年〇月〇日朝、いつもどおり仕事に行くために家を出て、その夜から帰宅しなかったものであるが、同日までは、通常どおりの業務をこなし、翌〇日は休日であり、翌々日の〇日以降は1日も出勤していないため、無断欠勤とされ、勤務先から解雇されているところ、〇月〇日は午前〇時〇分に出勤し、午後〇時〇分に退勤しており、〇月〇日、〇日は連休（日曜日及び国民の祝日）であり、〇月〇日（火曜日）から〇月〇日までの〇日間は皆勤して連日〇時間の勤務をしたほか、〇月〇日を除いて毎日〇時間から〇時間〇分の残業をこなしていたことが認められるのであり、このような亡Aの勤怠状況を前提として考えると、社会通念からすれば、亡Aが〇月〇日の退勤後は帰宅し、翌

○月○日（○曜日）は、○月○日から  
の勤務に備えて休養をとるのが当然で  
あるところ、亡Aは、○日は帰宅せず、  
そのまま帰来することなく、○日以降  
無断欠勤したというのであるから、亡  
Aは、平成○年○月○日午後○時○分  
に退勤後の帰宅途中に、後に発見され  
た自動車の中で死亡した高度の蓋然性  
があるから、亡Aは、生存していると  
知られた最後の日である平成○年○月  
○日に死亡したと認めるべきである。

- (3) そうすると、請求人は、亡A死亡  
時において、亡Aと生計を同じくし、  
かつ、亡Aにより生計を維持していた  
ものであり、本件手続の全趣旨により  
収入要件を満たしていると認めること  
ができるから、亡Aの老齢厚生年金を  
自己の名で請求し、その未支給年金を  
請求することができ、併せて、亡Aの  
死亡による遺族厚生年金の受給権を有  
することになる。よって、原処分甲及  
び原処分乙はいずれも妥当でなく、こ  
れらを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。